

昭島市文化芸術推進基本計画 (素案)

令和4年度～令和13年度

昭 島 市

目 次

第 1 章 基本方針

I. 計画策定の背景	2
II. 計画の位置づけ	3
III. 基本的考え方	4
1. 基本理念	4
2. 文化芸術推進の視点	5
3. 基本方針	6

第 2 章 基本計画

I. 基本計画とは	10
II. 基本計画の期間	10
III. 施策の対象範囲	11
IV. 昭島市の文化芸術活動の状況	12
1. 市民の活動	12
2. 団体の事業及び活動	12
3. 市、学校等の事業	13
V. 昭島市の文化芸術施策の目指す姿	14
VI. 施策の体系	15
基本施策① 文化芸術活動への支援	18
基本施策② 文化芸術に接する機会の充実	20
基本施策③ 伝統文化の継承と文化財の保存・活用	24
基本施策④ 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進	26

VI. 推進のために	28
1. 文化芸術推進の担い手	28
2. 多様な主体との連携・協働	29
3. 情報の収集及び提供	29
4. 顕彰制度の検討	30
5. 市民意見の反映	30
6. 推進体制の整備	30

◆ 第1章 基本方針

I 計画策定の背景

目まぐるしく変化する社会情勢や人生100年時代の到来により、市民の価値観や生活意識は大きく変わり、ものの豊かさから心の豊かさや生きがいのある充実した生活を求めるようになり、文化や芸術への関心が高まってきています。また、時代の経過とともに新たなジャンルの文化や芸術活動も生まれています。

昭島市では、これまでも地域文化の向上をめざして、昭島市民会館を活用した自主事業や、行政・企業・芸術家との連携による「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」の設置・運営等、多様な芸術鑑賞の機会の提供や場の確保に努めてきました。また、市民の文化活動の振興を図るため、日常的な活動場所の提供をはじめ、市民文化祭、芸術祭への支援や、市役所市民ロビー、モリタウンにおけるあきしま市内芸術家三人展の開催等、発表機会の提供などを行ってきました。

併せて、歴史的文化遺産や郷土芸能などの調査・保存・継承に努めるとともに地域が育んできた歴史や伝統を大切にしながら、心の豊かさが実感でき、市民の感性がいきいきと輝く文化の薫るまちづくりに取り組んできました。

令和2（2020）年には、図書館機能を中心とした知の拠点として、また、多文化共生の推進や国際交流の拠点として、アキシマエンスを開館しました。アキシマエンス内には郷土資料室も併設されており、郷土芸能、地域文化等、その魅力を最大限伝えられるよう、常設展示や企画展を開催するなど、その発展と継承に努めています。

平成29（2017）年6月、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。その中で、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、これまでの文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携を図ること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を活かしつつ、伝統的な文化芸術の継承、発展及び創造を促進することの重要性が示されました。

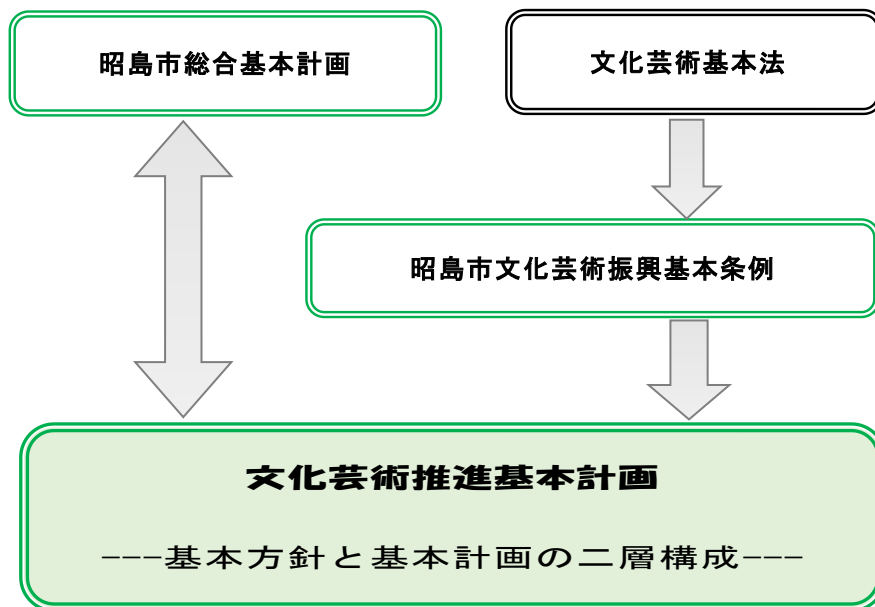
本市では、平成20（2008）年12月に制定した「昭島市文化芸術振興基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、文化芸術の振興施策を推進していくための「基本方針」を策定し、各種施策を展開してきたところですが、新たな基本法の趣旨を踏まえて、「基本方針」を改定し、新たに「文化芸術推進基本計画」を策定して今後の文化芸術の推進に向けた具体的な施策を展開し、心豊かで活力ある昭島市の実現に努めてまいります。

II 計画の位置づけ

この計画は、昭島市の文化芸術の振興を図るための基本的考え方を示すものとして制定された条例第6条に基づく「昭島市文化芸術の振興に関する基本方針」を基軸とし、改正された基本法の趣旨を踏まえ、今後の文化芸術の推進に向けた具体的な施策を展開していくための計画を一体的に盛り込むものです。「基本方針」とその推進を図るための「基本計画」の二層で構成する新たな計画として策定します。

また、この計画は、昭島市総合基本計画の分野別計画として、本市の文化芸術推進の計画として位置づけます。

本計画における基本方針の対象期間は、令和4（2022）年度から10年間とし、社会経済状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。



Ⅲ 基本的考え方

1 基本理念

昭島市の文化芸術の振興にあたっては、条例第2条に掲げる次の5点を基本理念として、施策を推進します。

- (1) 市民の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民による多様な文化芸術活動が促進されるよう配慮します。
- (2) すべての市民が文化芸術を創造し、享受する権利を有することを踏まえ、市民が等しくこれを鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ります。
- (3) 郷土の歴史や風土の中で培われ、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、将来に継承されるよう配慮します。
- (4) 文化芸術に係る市内さらには国の内外の地域との交流が推進されるよう配慮します。
- (5) 広く市民の意見が反映されるよう十分配慮します。

2 文化芸術推進の視点

文化芸術は、これを創造するものにとっては自らの思いや感情を表現する自発的な行為であり、優れた文化芸術作品は人々に感動や喜び、精神的安らぎをもたらすものです。この文化芸術の創造と享受は、いずれも何人も侵すことのできない人間固有の権利であり、自主的・自発的な営みであるといえます。

それゆえ、まさに文化芸術活動の主体は市民であり、市民の自主性や創造性が最大限保障されることが必要です。この基本的な考え方を市全体で共有していくことが、文化芸術活動を活性化し、豊かで個性ある地域社会を築くこととなります。

また、地域の歴史・風土に培われた文化芸術を保護・継承し発展していくことは、市民の感性を豊かにするとともに、新しい文化を生み出し、それがまた新たな市の歴史や伝統になっていきます。

さらに、市内はもとより国の内外との交流を図ることは、お互いの文化芸術に対する意識や感性を刺激し、文化芸術の幅と深みを広げることにつながります。

そして、文化芸術を地域資源として、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と有機的・広域的に連携させるとともに、そこから生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することで、地域の活性化につなげていくことが重要です。

このような文化芸術の特性を踏まえ、本市の文化芸術の振興にあたっては、次の視点を基調に施策を推進します。

【文化芸術推進の視点】

- ☆ 市民が主役の文化芸術の振興
- ☆ 地域の歴史や伝統を活かした文化芸術の創造
- ☆ 文化の薫る心豊かなまちづくり
- ☆ 多様な主体の交流の促進

3 基本方針

昭島市における文化芸術の推進に向けた施策の方針は、条例第6条の基本方針に基づき次のとおりとします。

なお、文化芸術の推進に関し、新たな事態や大きな変更が生じた場合には、その都度必要な施策を弾力的に展開することとします。

基本方針① 市民の自主的な文化芸術活動の促進

文化芸術は、人間の自由な発想や豊かな感性に基づく自発的で創造的な活動とその成果であることから、文化芸術活動に取り組んでいる人たちの自主性と創造性は最大限に尊重されなければなりません。また、人々に感動や喜び、安らぎなどをもたらす文化芸術を楽しむ享受することは、全ての市民が本来的に持っている固有の権利です。

それゆえ、昭島市の文化芸術活動を担い、新しい文化芸術を創造していく力の源は一人ひとりの市民です。その市民が、日々の生活の身近な場所で文化芸術に親しみ、自発的な活動が促進されるよう努めます。

基本方針② 市民の文化芸術に関する意識の高揚

市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちを目指すためには、文化芸術に対する市民の関心と理解を高めることが必要です。

普段、文化芸術に接する機会の少ない市民の方にも、日々の生活の中で文化芸術を身近に感じ、関心を持つことができるような取組を進めます。

そして、市民が幅広く文化芸術の魅力を理解し、豊かな感性や創造力を養うことができるような施策の充実を図ります。

基本方針③ 市民の文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術の素晴らしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むためには、身近なところで文化芸術に接する機会を創出することが重要です。特に、多感な時期を過ごす子どもにとっては、優れた文化芸術作品に接する機会を多く持つことは、心豊かな人間形成という視点からも大切です。

多くの市民が文化芸術にふれ、感動する機会を増やすことが、昭島市全体の文化芸術の振興につながります。

また、市内外との文化活動の交流の活性化などにも努め、誰でも気軽に文化芸術に接することができるよう機会の拡充を図ります。

基本方針④ 文化芸術活動に係る環境の整備及び充実

文化芸術の振興を図るうえで、市民が身近なところで活動や発表することのできる場を確保することは不可欠です。現在多くの市民の活動場所となっている市民会館・公民館、市立会館、勤労商工市民センター、保健福祉センター、アキシマエンス等を有効的に活用し、活動場所の拡充を図ります。

また、中・長期的には、国や東京都の補助金の活用など、財源の確保に努め、計画的に文化関係施設の整備・拡充を図っていきます。

さらに、こうしたハード面だけでなく、施設の貸出方法の見直しや、文化芸術に関する情報提供の充実、文化関係団体・芸術家のネットワークの形成など、文化芸術活動を担う多様な主体の交流を促進し、制度政策面からも市民が活動しやすい環境の整備・充実に努めます。

基本方針⑤ 歴史的文化遺産と伝統的な文化芸術の保存、継承及び活用又は発展

歴史の営みの中で生み出され、今日まで伝え残されてきた文化遺産や伝統的な文化芸術は、市民の共有の財産であり、将来の文化芸術の発展の基礎となるものです。また、市民が身近にふれることで郷土に対する深い理解や愛情も育まれていきます。

これら歴史的文化遺産や伝統芸能などを保存・継承し、さらなる発展を図る施策に取り組むとともに、市民の歴史的文化遺産など、地域文化に対する関心を高め、その活用を図ります。

基本方針⑥ 文化芸術活動を担う人材の育成

多様な文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手となる人材の確保・育成が必要です。現在、文化芸術活動を担っている人や団体への支援だけでなく、将来の文化芸術を主体的に担う若手の人材を確保するため、指導者、専門家の養成も含め、長期的視点に立った人材の育成が求められます。

特に子どもたちが優れた文化芸術にふれ、豊かな感性を育てることは創造力やコミュニケーション能力の育成に大きな役割を果たします。市内の学校などとも連携をとり、文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、発表・表現などを含む参加・体験型の事業にも取り組み、次代を担う人材の育成に努めます。

◆ 第2章 基本計画

I 基本計画とは

基本計画は、基本理念に示す昭島市の文化芸術の振興の実現に向けた施策の方向性を定めた基本方針に基づき、市民と行政が一体となって計画的に取り組を展開していくため、昭島市の文化芸術施策の目指す姿を明らかにするとともに、基本施策を具体的、体系的にまとめたものです。

策定にあたっては、中・長期的な展望に立って、市民ニーズや社会、経済の動向を考慮するとともに、これまでの文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携を図ること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を活かしつつ、伝統的な文化芸術の継承、発展及び創造を促進することを重要視する新たな基本法の趣旨を踏まえたものとしてまとめています。

II 基本計画の期間

基本方針の対象期間は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間としていますが、基本計画は、市民ニーズや社会・経済動向に柔軟に対応し、具体的な施策を展開するため、その計画期間を以下のとおりとします。

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を前期計画期間、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間を後期計画期間とします。

後期計画については、前期計画の成果等を検証し、必要に応じ具体的な施策の検討を行います。

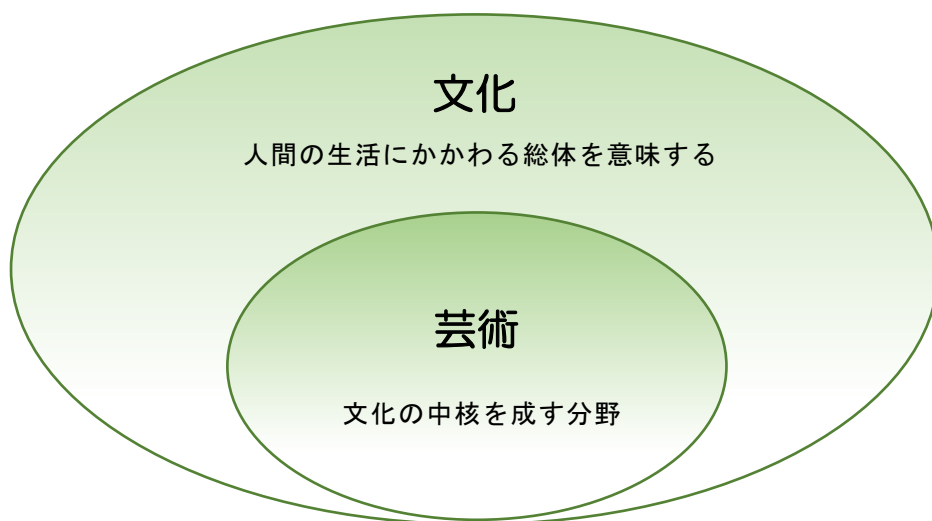
Ⅲ 施策の対象範囲

文化というものをもっとも広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活にかかわることの全てのことを意味します。この中で、国の新たな基本法においては、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸術、芸術、生活文化、国民娯楽、文化財などの文化芸術を主に推進すべき対象として規定しています。

昭島市の基本方針で対象とする文化芸術の範囲は、基本法において対象とする範囲を基本に、本市の歴史や地域性、文化芸術の現状などを踏まえ、概ね次の分野を対象とします。

- ・ 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術 など
- ・ 伝統芸術：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 など
- ・ 芸術：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 など
- ・ 生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化、食文化
- ・ 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・ 文化財等：有形・無形・民俗・天然記念物などの文化財

文化・芸術のイメージ図



文化の中核を成す芸術を中心として、芸術的要素を多分に含むメディア芸術、伝統芸術、芸術、生活文化、国民娯楽、文化財等が本計画の対象となります。

IV 昭島市の文化芸術活動の状況

1 市民の活動

現在、昭島市では、多くの市民が日常的に、公民館や市立会館、アキシマエンス等を利用して活発に文化・芸術活動を行っています。こうした市民の日頃の活動は、毎年開催される「昭島市民くじら祭」、「市民文化祭」、「産業まつり」、「青少年フェスティバル」などでその成果が発表されています。

特に、市民会館・公民館を会場に毎年10月中旬から11月初旬にかけて開催される「市民文化祭」は、70を超える団体や市民が参加し、演奏・演芸、展示、対局・つどい等の多彩な催物が行われ、その企画・運営は各部門から選出された運営委員によって担われています。この「市民文化祭」には、毎年、延べ1万2千人を超える市民が鑑賞に訪れ、市民相互の交流の場ともなっています。

また、毎年11月に行われる「青少年フェスティバル」も、ダンスや音楽など青少年の文化芸術活動の発表と交流の場になっています。

その他、茶道、華道、書道、ピアノ等の「教室」やカルチャーセンターに通い学んでいる市民も相当数おり、本市の文化芸術の振興にとって大きな支えとなっています。

2 団体の事業及び活動

昭島市民会館文化事業協会は、身近な場所で優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供として、年間をとおして演奏会や演劇、寄席等の事業を開催しています。

また、昭島市の文化団体として長い歴史と実績を持つ昭島市文化協会は、市民文化祭の後援団体となっているほか、毎年4月に開催する芸術祭において、各部が活動の成果を発表するとともに、独自に市民文化の振興に貢献した会員の表彰なども行っています。

さらに、昭和の森芸術文化振興会等の団体が「昭和の森 音楽祭」や「あきしま郷土芸能まつり」などを開催し、文化振興の一翼を担っています。

3 市、学校等の事業

市においては、自然とともに世界で活躍する芸術家の作品にふれあうことができるよう、行政・企業・作者の協力により、「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」を設置・運営しています。これにより、市民並びに来訪者の心に潤いとゆとりをもたらし、とりわけ、将来を担う子どもたちにとって、身近に自然と芸術に親しむことのできる環境を整備しました。また、昭島市内芸術家公募展として、市内在住の芸術家から公募した作品を、毎年、市役所市民ロビーやモリタウンに展示するなど、文化芸術活動を支援しています。

令和2（2020）年には、図書館機能を中心とした知の拠点として、また、多文化共生の推進や国際交流の拠点として、アキシマエンスを開館しました。館内に併設された郷土資料室では、常設展示や企画展示を通じ、多くの市民や来訪者が郷土芸能、地域文化に親しんでいただくことで、その発展と継承に努めています。

さらに、市内の各学校では、展覧会や合唱コンクール、演劇・音楽の鑑賞会等を開催し、子どもたちに文化や芸術にふれる機会を設けています。

また、拝島日吉神社例大祭は古くから地域に引き継がれてきた貴重な伝統文化であり、多くの人を訪れる本市の魅力の一つとなっています。平成27（2015）年度に奈賀町屋台の「弁慶」人形を復元したことにより、現存する三台の屋台人形が揃うこととなりました。しかし、昭島市指定有形民俗文化財である三町（加美町、奈賀町、志茂町）の人形を立てての屋台奉えいは、大正時代以降、道路を横断する架空線が障害となり行われてきませんでした。市では、電柱の建替え、架空線の引き上げや移設を実施するなど、障害を解消し、百年来行われてこなかった本来の人形屋台の奉えいを復活させることで、地域に引き継がれる伝統文化を後世に継承し、併せて地域の活性化に取り組んできました。

その他にも、昭島市には優れた特技や技能を持った芸術家、職業人が多く在住し、それぞれの分野の第一線で活躍しています。

V

昭島市の文化芸術施策の目指す姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力のある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという、新たな基本法の精神を前提とするとともに、基本方針の趣旨を踏まえ、中・長期的な視点から、昭島市の文化芸術施策の目指す姿を次のとおりとします。

- あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、子どもや障害者などあらゆる人々が文化・芸術を身近で味わい、豊かでうるおいのある暮らしを実感しています。
- 文化・芸術活動を行っている個人や団体が、いきいきと活動しています。
- 地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化、まちづくりの重要な視点に位置付けられています。
- あきしまの文化・芸術が、多くの人を呼び込む観光資源として成長し、様々な分野の人々が交流しています。

VI 施策の体系

昭島市の文化芸術施策の目指す姿を具現化していくため、次のとおり4つの基本施策を設定しました。これらを柱として、各種施策を展開していきます。

《基本施策》

- ① 文化芸術活動への支援
- ② 文化芸術に接する機会の充実
- ③ 伝統文化の継承と文化財の保存・活用
- ④ 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

また、基本施策ごとにSDGsの目標を明示することで、文化芸術の推進に係る様々な主体の意識を高めつつ取り組んでいきます。



SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27 (2015) 年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。社会・経済・環境と人の営み全てに関わる「17の目標」が設定されています。

17の目標の下には目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されています。

	<p>①貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>②飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
	<p>③すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>④質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>⑤ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>⑥安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
	<p>⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>⑧働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>⑨産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>

 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>⑩人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>⑪住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>⑫つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>⑬気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>⑭海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>⑮緑の豊かさも守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>⑯平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>⑰パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>実施手段を強化し「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する</p>

基本施策① 文化芸術活動への支援



【現状と課題】

文化芸術は、人間の自由な発想や豊かな感性に基づく自発的で創造的な活動とその成果であることから、文化芸術活動に取り組んでいる人たちの自主性と創造性は最大限に尊重されなければなりません。また、人々に感動や喜び、安らぎなどをもたらす文化芸術を楽しむ享受することは、全ての市民が本来的に持っている固有の権利です。

それゆえ、昭島市の文化芸術活動を担い、新しい文化芸術を創造していく力の源は一人ひとりの市民です。その市民が、日々の生活の身近な場所で文化芸術に親しみ、自発的な活動が促進されるよう努める必要があります。

市では、文化芸術に係る自主的な活動の支援のため、公共施設等を活動場所として提供し、成果の発表の場として市民文化祭を開催しています。多様な分野の主体が交流し、文化芸術活動の更なる促進を図るためには、発表の場の拡充が必要です。

さらに、文化芸術関係情報の提供の充実、文化関係団体・芸術家のネットワークの形成など、制度政策面からも市民が活動しやすい環境の整備・充実を図ることが課題となっています。

【政策指標】

- ◇文化・芸術の活動をする人を増やします
- ◇市民文化祭の参加者を増やします

【施策の方向】

- ◇文化芸術活動の活動場所を提供するとともに、活動の成果や作品などの発表の機会の拡充に努めます。
- ◇市内で活動する芸術家を広く紹介する機会の拡充に努め、芸術活動、創作活動への機運醸成に努めます。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課																								
<p>市民総合交流拠点の整備</p> <p>市民交流センターの老朽化に伴う更新需要に対応し、既存施設の集約化、複合化や新たな機能を加え、多様な主体の活動拠点となる、市民総合交流拠点を整備する</p>	<p>市民総合交流拠点 施設建設担当</p>																								
<p>団体紹介カードの設置</p> <p>市の施設で活動している団体を紹介し、新たに活動を始めたい市民の方をつなげる</p>	<p>生活コミュニティ 課</p>																								
<p>市民文化祭の開催</p> <p>市民の日頃の文化活動の成果を発表する場として、また、市民相互の交流を図る目的で、市民文化祭を開催する</p>	<p>市民会館・公民館</p>																								
<p>文化芸術に係る活動拠点の提供</p> <p>市民の活動拠点、情報交換の場として、また発表の場として、次の公共施設の貸室、設備（音楽室、陶芸室など）を提供する</p> <table border="0" data-bbox="231 1086 1204 1769"> <tbody> <tr> <td>・KOTORIホール（市民会館）</td> <td>市民会館・公民館</td> </tr> <tr> <td>・公民館</td> <td>市民会館・公民館</td> </tr> <tr> <td>・市立会館11館</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>・拝島駅自由通路内展示ケース</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>・学校の特別教室 （東、中神、拝島第三小学校）</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>・アキシマエンス （市民図書館、郷土資料室 など）</td> <td>市民図書館管理課</td> </tr> <tr> <td>・勤労商工市民センター</td> <td>産業活性課</td> </tr> <tr> <td>・保健福祉センター（あいぼっく）</td> <td>健康課</td> </tr> <tr> <td>・高齢者福祉センター3館</td> <td>介護福祉課</td> </tr> <tr> <td>・市民交流センター</td> <td>生活コミュニティ課</td> </tr> <tr> <td>・松原町コミュニティセンター</td> <td>生活コミュニティ課</td> </tr> <tr> <td>・児童センター（ぱれっと）</td> <td>子ども育成課</td> </tr> </tbody> </table>		・KOTORIホール（市民会館）	市民会館・公民館	・公民館	市民会館・公民館	・市立会館11館	社会教育課	・拝島駅自由通路内展示ケース	社会教育課	・学校の特別教室 （東、中神、拝島第三小学校）	社会教育課	・アキシマエンス （市民図書館、郷土資料室 など）	市民図書館管理課	・勤労商工市民センター	産業活性課	・保健福祉センター（あいぼっく）	健康課	・高齢者福祉センター3館	介護福祉課	・市民交流センター	生活コミュニティ課	・松原町コミュニティセンター	生活コミュニティ課	・児童センター（ぱれっと）	子ども育成課
・KOTORIホール（市民会館）	市民会館・公民館																								
・公民館	市民会館・公民館																								
・市立会館11館	社会教育課																								
・拝島駅自由通路内展示ケース	社会教育課																								
・学校の特別教室 （東、中神、拝島第三小学校）	社会教育課																								
・アキシマエンス （市民図書館、郷土資料室 など）	市民図書館管理課																								
・勤労商工市民センター	産業活性課																								
・保健福祉センター（あいぼっく）	健康課																								
・高齢者福祉センター3館	介護福祉課																								
・市民交流センター	生活コミュニティ課																								
・松原町コミュニティセンター	生活コミュニティ課																								
・児童センター（ぱれっと）	子ども育成課																								

基本施策② 文化芸術に接する機会の充実



【現状と課題】

市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちを目指すためには、文化芸術に対する市民の関心と理解を高めることが必要です。

文化芸術の素晴らしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むためには、身近なところで文化芸術に接する機会を創出することが重要です。特に、多感な時期を過ごす子どもにとっては、優れた文化芸術作品に接する機会を多く持つことは、心豊かな人間形成という視点からも大切です。

市では、文化芸術の担い手である市民への芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市内在住の芸術家の創造活動などへの支援のため、昭和の森芸術文化振興会と連携し市内芸術家公募展を開催しています。同時開催の芸術家卵展は、子どもたちが文化芸術活動の魅力を理解する機会となっています。また、企業や芸術家と連携し、「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」を運営しています。この彫刻園は、世界を舞台に活躍している氏の作品群を、緑の自然に囲まれながら鑑賞できる場所となっています。

引き続き、市内外との文化活動の交流の活性化などにも努め、誰でも気軽に文化芸術に接することができるよう機会の拡充を図る必要があります。

【政策指標】

- ◇文化・芸術の鑑賞の機会を増やします
- ◇文化・芸術に関する講座・講演会を充実します

【施策の方向】

- ◇子どもから高齢者、障害者など、市民の誰もが、著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。
- ◇学校教育との連携により、子どもたちが文化芸術に接する機会の充実に努めます。
- ◇文化関係団体や美術大学と連携し、多くの市民が鑑賞機会や芸術に触れる機会を拡充します。

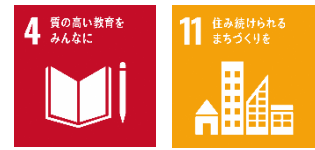
－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p>昭島市内芸術家公募展・未来の芸術家の卵展の開催</p> <p>昭島市内在住の芸術家から公募した作品（絵画・陶芸・写真など）を展示する</p> <p>併せて、小中学生が授業で取り組んだ作品を展示する</p>	企画政策課
<p>「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」の運営</p> <p>世界で活躍する芸術家の作品を、緑の空間で自由に鑑賞できるよう、行政・企業・作者の協力により彫刻園を設置、運営する</p>	企画政策課
<p>文化芸術を観光資源とした見学ツアーの実施（P27に再掲）</p> <p>観光資源として「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」「IHIそらの未来館」「家具の博物館」「アキシマエンス」等の文化芸術施設の見学を組み込んだ町あるきや、藍染体験・写真教室等のワークショップを実施する</p>	産業活性課
<p>高齢者各種教室事業の実施（P27に再掲）</p> <p>65歳以上の高齢者に対し、介護予防や健康増進を図るための各種教室事業を実施する（陶芸、書道、絵手紙）</p>	介護福祉課
<p>連合音楽行事の実施</p> <p>音楽に親しむ機会を設けるため、小学校第6学年による連合音楽会を実施する</p>	指導課
<p>小学校展覧会の開催</p> <p>小学校全校で取り組んでいる図画工作の作品から代表作品を集め、展覧会を実施するとともに、鑑賞機会を提供する</p>	指導課
<p>中学校合唱コンクールの開催</p> <p>協力する大切さや豊かな情操を育成するため、中学校において合唱コンクールを実施する</p>	指導課
<p>特別支援学級合同学習発表会</p> <p>小学校3校、中学校2校に設置してある知的障害特別支援学級の児童・生徒が、日頃の学習（劇、合唱・器楽合奏、ダンス等）の成果を舞台発表する</p> <p>また、小・中学校各1校に設置してある自閉症・情緒障害特別支援学級と小学校4校、中学校1校に設置してある特別支援教室拠点校が、日頃の取組を紙面発表する</p>	指導課

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p>市民会館自主文化事業の実施</p> <p>市民会館自主文化事業として、さまざまな分野における質の高い芸術・文化事業を実施する</p>	市民会館・公民館
<p>文化芸術に関する講座・講演会の実施</p> <p>文化芸術作品に触れ、豊かな感性を養うため、年齢に応じた講座・講演会を実施する</p>	市民会館・公民館
<p>市民図書館主催事業の実施</p> <p>子どもから一般向けまで、音楽や映画の鑑賞などの多彩な事業を実施する</p>	市民図書館管理課
<p>大学等教育機関との連携</p> <p>美術大学等と連携し、機会をとらえて市内の施設に芸術作品を展示するなど、芸術に触れる場の充実を図る</p>	各課
<p>文化芸術に関する情報の発信</p> <p>広報あきしま、公民館だより、また、市公式ホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用し、文化芸術に関する情報を発信する</p>	各課

基本施策③ 伝統文化の継承と文化財の保存・活用



【現状と課題】

令和2（2020）年3月にアキシマエンス内に移転・新設された郷土資料室は、市の象徴であるアキシマクジラの化石標本の展示のほか、郷土史、地域文化を紹介し、「昭島市の知の拠点」として併設される市民図書館と連携しています。

文化財は、地域の歴史や文化への理解、「ふるさと昭島」づくりにとって重要な資産であるため、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、現在の市の様子を後世に伝えることも文化財行政の重要な役割です。

市内には、優れた先端技術を有する民間企業が集積する一方で、古くから継承されている魅力的な伝統芸能や有形無形の文化財が数多く存在しています。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もある中、その保護・保存に努めることはもとより、新たな観光資源として位置づけ、より多くの人に訪れてもらう取組が必要です。

【政策指標】

- ◇あきしま郷土芸能まつり来場者数を増やします
- ◇郷土資料室の見学者を増やします

【施策の方向】

- ◇地域の文化財の収集・保護・保存を図るとともに、調査・研究に努め、その活用につなげます。また、文化財資料のデジタルアーカイブ化の充実を図ります。
- ◇学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用を図ります。
- ◇文化財ボランティアや多様な媒体を活用し、文化財の案内などの周知に努めます。
- ◇貴重な文化財の展示や、最新のICT技術を駆使した映像コンテンツ、「昭島市デジタルアーカイブズ」の有効活用により、地域の歴史や文化への理解を促進し、次世代へ承継します。
- ◇地域で伝承されてきた郷土芸能などの有形無形の文化財については、多くの人がふれることができる機会を充実させ、市内に人を呼び込む観光資源として活用するとともに、次世代への継承の支援を図ります。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p><u>あきしま郷土芸能まつりの実施（P27に再掲）</u></p> <p>郷土が培ってきた伝統・文化を広め、住民の郷土への愛着心を高め地域のふれあいを強めるとともに、観光資源として市内外からの集客を図るため、あきしま郷土芸能まつりを開催する</p>	産業活性課
<p><u>高齢者各種教室事業の実施</u></p> <p>65歳以上の高齢者に対し、介護予防や健康増進を図るための各種教室事業を実施する（おもしろ歴史と社会科散歩）</p>	介護福祉課
<p><u>郷土資料室・郷土資料展示室の運営</u></p> <p>歴史や文化の理解を図るため、市内で発掘された土器・石器類や古文書、民具を体系的に展示するとともに、ICTを活用し動画などのコンテンツによる体験を提供する</p>	社会教育課
<p><u>文化財ボランティアの活用</u></p> <p>文化財ボランティアによる文化財めぐりの解説や郷土資料室の事業における補助など、活動の場を提供する</p>	社会教育課
<p><u>文化財めぐりの実施</u></p> <p>文化財保護に対する啓発を図るため、身近な文化遺産を通して郷土昭島を知る機会を提供する</p>	社会教育課
<p><u>郷土資料室企画事業の充実</u></p> <p>歴史や文化財を深く理解するための企画展示や各種講演会、子ども向けワークショップなど、郷土の歴史や文化に親しむ機会を提供する</p>	社会教育課
<p><u>伝統芸能の後継者の育成</u></p> <p>市民の共有の財産であり、将来の文化芸術の発展の基礎となる伝統芸能を保存・継承するための支援を行う</p>	社会教育課
<p><u>地域の文化財の保護、保存</u></p> <p>国や都の指定文化財を保護・保存の支援、市指定文化財の保護・保存と活用のための助成事業及び埋蔵文化財や民具、古文書の収集などを図り、地域の文化財の保護、保存に努める</p>	社会教育課
<p><u>市史・文化財資料図書の発刊・頒布</u></p> <p>歴史や文化財に関する資料を作成し、広く市民に周知する</p>	社会教育課
<p><u>文化財資料デジタルアーカイブ化の推進</u></p> <p>歴史や文化財、市資料をデジタル化し、広く公開する</p>	社会教育課

基本施策④ 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進



【現状と課題】

文化芸術は、人と人、人と地域をつなぐ基盤の役割を果たしています。また、文化芸術がもつ潜在的な価値は、地域を豊かにする大きな資源となります。文化芸術により生み出される様々な価値を地域資源として、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と連携させることが重要です。

地域の特性や様々な資源を活かした文化芸術の推進を図り、観光等をはじめとした各関連分野と有機的に連携させることで、地域の活性化に努めることが必要です。

今後、文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野の施策と有機的・広域的な連携を深める中で、人口減少社会にあっても、文化芸術の継承、発展及び創造に加え、地域経済の活性化につなげていくことが重要です。

【政策指標】

- ◇来訪者数を増やします
- ◇文化芸術の継承、発展及び創造を図り、地域経済の活性化につなげます

【施策の方向】

- ◇文化芸術を通して、多様な交流が生まれるよう努めます。
- ◇文化芸術の継承、発展及び創造につなげ、更なる文化芸術の振興を促進するため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等幅広い分野との連携を図り、総合的な施策の展開、推進に努めます。
- ◇市内の関係団体だけでなく多摩地域の多様な主体とネットワークを構築し、文化・芸術を中心とした地域の活性化に努めます。

－ 主要施策 －

事業概要	担当課
<p>関係団体、企業等との連携の促進</p> <p>文化・芸術に係る様々な取組を、地域の活性化につなげていくため、昭和の森芸術文化振興会、昭島観光まちづくり協会をはじめとする多様な主体とのネットワークの構築を推進する</p>	<p>企画政策課 産業活性課 ほか</p>
<p>あきしま郷土芸能まつりの実施（P25に再掲）</p> <p>郷土が培ってきた伝統・文化を広め、住民の郷土への愛着心を高め地域のふれあいを強めるとともに、観光資源として市内外からの集客を図るため、あきしま郷土芸能まつりを開催する</p>	<p>産業活性課</p>
<p>文化芸術を観光資源とした見学ツアーの実施（P21に再掲）</p> <p>観光資源として「昭島・昭和の森 武藤順九彫刻園」「IHIそらの未来館」「家具の博物館」「アキシマエンス」等の文化芸術施設の見学を組み込んだ町あるきや、藍染体験・写真教室等のワークショップを実施する</p>	<p>産業活性課</p>
<p>アキシマクジラ等の文化財を活用した産業振興、観光振興の実施</p> <p>文化財を活用し産業振興、観光振興を図るため、くじらをかたどった菓子や市内史跡をモチーフとした菓子の商品化を進めるとともに、くじらをシンボルとした市民まつり（くじら祭）を開催する</p>	<p>産業活性課</p>
<p>高齢者作品展の実施</p> <p>高齢者間の交流や地域の活性化を図るため、高齢者福祉センターで活動している昭島市老人クラブ連合会において日頃の成果を発表するための作品展を実施する</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>高齢者各種教室事業の実施（P21に再掲）</p> <p>市内に居住する65歳以上の高齢者に対し、介護予防や健康増進を図るための各種教室を実施する（陶芸、書道、絵手紙）</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>障害者作品展の実施</p> <p>障害者の自立を支援するとともに、障害者に対する理解を深めるため、障害者が制作した作品の展示を行う</p>	<p>障害福祉課</p>

VII 推進のために

1 文化芸術推進の担い手

本計画に基づき文化芸術を推進していくため、各主体が担うべき主な役割は次のとおりです。

① 市

市は、文化芸術活動の主体は市民であるという基本姿勢に立って、市民の自主的な文化芸術活動を促進し支援に努めるほか、昭島市の歴史、風土など、地域の特性を踏まえた文化芸術に関する施策を総合的に策定し、市内のそれぞれの主体が多様な特性を生かしながら、文化芸術の振興を効果的に推し進めることができるよう施策の推進に取り組むとともに、その環境整備に努めます。

② 市民

文化芸術の創造、発展の担い手は、市民一人ひとりです。

多くの市民が文化芸術にふれることにより、文化芸術を育てる基盤が形成され、新たな文化芸術の創造へとつながります。

市民一人ひとりが文化芸術活動への理解を深め、自主的に関わる意識を持ち、積極的に文化芸術活動を行うことによって、本市の文化芸術を支える主体となります。

③ 民間団体

文化芸術活動団体やNPO、自治会、企業等の民間団体は、組織力や独自の手法、企画力を有し、文化芸術振興の大きな担い手となり、豊かな地域づくりの推進力となっています。また、華道、茶道、ピアノの教室やカルチャーセンター等も市民の文化芸術活動の振興にとって大きな役割を果たしています。

こうした民間の団体が、より広い視点で結集した力を発揮し、文化芸術活動を積極的に展開するとともに、文化芸術活動に取り組んでいる市民を様々な形で支援していくことによって、本市の文化芸術を支える力となります。

④ 教育機関等

次代を担う子どもたちが、様々な文化芸術にふれて感動や共感を受けることは、創造力やコミュニケーション能力の育成、さらには人間形成にとっても大きな役割を果たします。その意味で、保育園や幼稚園で幼児のうちから本や音楽、演劇、

絵画等にふれる機会を持つことは大変意義あることです。

また、小・中・高等学校では、子どもたちが基礎的な学力を身に付けるとともに音楽や美術（図画工作）、文化的行事な授業や課外活動を通し、また、市民会館での芸術鑑賞事業など、優れた文化芸術に直接ふれることにより、豊かな感性や人と共感する心、さらには優れた表現力を育むことができます。郷土資料室では、昭島の歴史や地域文化にふれられ、郷土資料展示室では、昭和以前に利活用されていた道具や生活用具にふれ、使い捨てではない日用品を通してSDGsにつながる学習も体験できます。

図書館、公民館等社会教育機関では、市民の自発的な学習とともに各種講座の開設や人材育成事業を展開し、市民が文化芸術に親しむきっかけを提供していきます。

これらの教育機関等は、文化芸術にふれる機会の提供や高い専門性を生かした支援など、文化芸術活動に積極的に関わることによって、本市の文化芸術を支える力となります。

2 多様な主体との連携・協働

文化芸術の推進にあたっては、市、市民、民間団体、企業、学校等、文化芸術に関わる主体と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野に関わる多様な主体が、それぞれ連携・協力していくことが必要です。そのため、各主体のネットワークの構築や、協働のしくみづくりを進めます。

また、他の自治体や市外の団体などとも交流を深め、連携を図っていくことも必要です。

3 情報の収集及び提供

子どもから高齢者、障害者など市民の誰もが、文化芸術に親しみ、その活動を促進していくためには、文化芸術に関する情報の収集と提供は大切です。

文化団体や芸術家及びその作品に関すること、文化芸術関係のイベント情報、国・都・市の各種文化芸術関係の制度や施策の情報など、収集と提供に努めます。

また、そのためにも、市の広報紙やホームページに加え、SNSを積極的に活用するなど、情報の提供媒体についても整備、改善を図ります。

4 顕彰制度の検討

文化芸術活動を行っている人たちの活動意欲や市民の文化芸術に対する関心を高めるとともに、人材育成の効果も期待できることから、顕彰制度を活用することは意義があります。

文化芸術活動に優れた成果をおさめた個人・団体、あるいは、文化の振興に顕著な功績があった個人・団体などに対する顕彰の実施について、国や東京都の顕彰制度の内容も踏まえ検討します。

5 市民意見の反映

昭島市の文化芸術を推進していくうえでは、文化芸術に関わる様々な個人、団体との情報交換に努めるとともに、事業実施にあたっては、市民意見の募集、アンケートの実施、検討組織への市民参加など、市民の意見が効果的に施策に反映できるしくみづくりを進めます。

6 推進体制の整備

現在、昭島市の文化芸術に関する施策は、市長部局、教育委員会の各課が、それぞれの行政課題に基づき独自の事業を実施しています。

一方、市内では、昭島市文化協会や昭和の森芸術文化振興会等の民間団体が、各団体の特性を生かしながら主体的に文化芸術活動を展開しています。

こうした中で、今後、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進していくためには、市の各部課の施策の調整を図り、コーディネートしていくことができる組織の整備を検討していく必要があります。

また、行政と市内の各団体・個人との連携を強化していくことも重要な課題であり、そのための審議会その他の合議制の機関の設置についても検討を進めます。